

新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：娯楽施設等に対する規制強化に関する省令）

- バーやプール等の人が集まる娯楽施設は閉鎖されます。
- マスクを着用しない場合、ホテルやレストランには入れません。

2月26日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルスの感染拡大抑制のため、娯楽施設等に対する規制強化に関する省令（2月26日付）を発表しました。概要は次のとおりです。

- 1 バーやプール等、人が密集する娯楽施設を完全閉鎖する。
- 2 閉鎖に関する規則に違反した場合、バーの営業許可は無期限に停止される。
- 3 レストランやホテルは利用者全てに対してマスクの着用を要請せねばならない。マスク着用を拒否する者の入場を許可しない。
- 4 本省令第1条にて完全閉鎖を規定された娯楽施設が、今までのように秘密裏に営業を再開した場合、当該施設は永久閉鎖となる。また、営業許可取消しの上、所有者に対して、施設の種類や場合により、500,000～1,000,000FCFAの罰金を科す。
- 5 本省令を確実に実行するため、検査・検証委員会を組織し、営業許可の停止や取消し及び第4条に規定される罰金額に従い、罰金を科すことができる。
- 6 本省令の規定を遵守させるため、治安維持当局の協力を要請する。

廃止規定：

本大統領令に反する同列又は下位の規定は廃止される。

最終規定：

本大統領令は、国営メディアにより公表された日から発効する。

【参考リンク】

○赤道ギニア政府／保健省ホームページ

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

<https://guineasalud.org/>

○外務省海外安全ホームページ(国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班(赤道ギニア兼轄)

所在地: Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号: (+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先: (+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp